

JR連合 政策News

第214号

2012年4月3日

「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」 可決・成立！

「三島特例」「承継特例」「軽油引取税減免」の継続措置が決定！

昨年12月10日に2012税制改正大綱が閣議決定され、JR連合が要望していたJR三島会社及びJR貨物の経営安定に資する税制特例措置である「三島特例」「承継特例」の継続適用、ならびにJR各社が現在適用を受けている「軽油引取税減免」措置の継続適用が同大綱に反映された。

この支援措置の根拠となる、「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」について、閣議決定以降、衆議院では3月8日、参議院では本日3月30日の本会議でいずれも可決し、同法案が成立した。

これにより、JR三島会社が所有または借り受けている固定資産への固定資産税等の軽減措置であるいわゆる「三島特例」は、一部対象範囲の追加等を行い、現行適用と同様、2012年度から5年間延長された。またJR三島会社及びJR貨物が国鉄から引き継いだ事業用固定資産に対する固定資産税等の軽減措置であるいわゆる「承継特例」についても、同様に2012年度から5年間延長された。さらに、鉄道車両等の動力源用軽油の課税免除措置（いわゆる「軽油引取税」減免措置）についても、現行適用年限同様3年延長された。

JR連合は、今次2012税制改正の取り組みを最重要課題として位置付け取り組みを進めてきた。12万3000筆にものぼる組合員・家族を中心とした署名の集約、118議会にも及ぶ地方議会での意見書採択、そして、JR連合国会議員懇談会、さらには「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」所属の国会議員の働きかけ等々、可能な限りの方策を展開してきた。昨年12月2日に開催された院内集会では、そうしたJR連合の取り組みに呼応して、数多くの国会議員、地方議会、そしてJR北海道、JR四国、JR九州、JR貨物各社幹部が、我々JR連合の旗のもとで連帯の意思表示を行った。

本日の法案の成立は、こうした取り組みの成果であり、JR連合国会議員懇談会、21世紀の鉄道を考える議員フォーラムをはじめ、関係各位に対して心から感謝申し上げる。

今回の取り組みはまさにJRの責任産別として、JR連合の政策実現力の高さ、それ以上にJRが抱える様々な課題の解決に向けた結集軸の中心にJR連合が存在しているという事実を内外に明らかにすることができたと言えよう。